

認知症等の方を  
見守るGPS機器の  
お試し費用をサポート



# 見守り装置 レンタル費用 助成事業



詳細はコチラ

GPS機器って  
どんなもの？



**専用の靴に入れる機器**や  
**携帯電話のように持つ機器**  
などがあります。身に付けてもらうこと  
で、スマホ等で居場所をすぐに確認する  
ことができます。

助成の対象となるもの

## GPS機器の試用レンタルの 初期費用と月額費用

※GPS付きの携帯電話等は対象外

### 【対象経費の例】

- GPS機器や付属品の試用レンタルの初期費用
- レンタル時の登録・契約に必要な手数料
- 月々の利用料

助成金額  
(上限額)

※1回で申請できるのは  
1機種のみです。

初期費用 10,000円／1回

※1回のレンタル当たり1機種、1人2回を上限

月額費用 3,000円／月

※3カ月まで助成。生活保護世帯又は市民税非課  
税世帯は全使用期間を助成。

対象者

- 1 三条市内に住所があり、65歳以上又は要介護、  
要支援認定を受けている方
- 2 認知症等により徘徊するおそれがあると認め  
られること
- 3 病院に入院中でないこと
- 4 介護保険法に規定する介護保険施設等に入所  
中(短期入所を除く。)でないこと

【お問合せ】 三条市福祉保健部 高齢介護課 介護保険係(TEL:0256-34-5476)

# 申請の流れ



## 助成金申請前

利用するGPS機器を選び、業者から見積書を受け取ります。

# 1

# 2

## レンタル開始前

市役所へ必要書類を提出し、助成金の申請をします。

【提出書類】

- 交付申請書
- レンタルに要する初期費用、月額費用の見積書等の写し



## 交付決定 / GPS機器のレンタルを開始



3カ月のレンタル終了後（生活保護世帯・市民税非課税世帯は年度末）  
※上記の他利用者が3か月以上入院、入所（短期入所を除く。）したとき又は死亡したとき

市役所へ実績報告書などの必要書類を提出します。

【提出書類】

- 実績報告書
- 利用に係る契約書の写し
- 助成対象費用の支払いを証する書類の写し  
(請求書と同額の引き落とし 履歴のある通帳の写し、領収書等)

# 3

## 助成金振込み

生活保護世帯又は  
市民税非課税世帯  
に属するGPS利  
用者の方へ

- 申請1回当たり当年度末までの月額費用を申請してください。
- 前年度から月額費用の助成を受けており、継続して月額費用を申請する場合は、4月1日に翌年度3月までの12か月分を申請してください。
- 助成金の交付決定後、前金払いもできます。(前金払請求書が必要です)

- レンタルをした日から1か月に満たない月は、月額費用が日割りで計算されていても、その月が助成の1か月目となります。
- 生活保護世帯/市民税非課税世帯の方は、入院・入所をした日を1日目として3か月が経過した日の属する月の翌月から、月額費用は助成対象外です。
- 介護保険法に規定する介護保険施設等に入所(短期入所を除く。)した場合、当該入所した日の属する月の翌月から、月額費用は助成対象外です。
- GPSの利用者が死亡された場合、月額費用の助成は死亡された月までです。
- GPSの試用レンタルをして、そのまま購入した場合は、試用レンタル期間のみ助成対象となります。
- 毎年6月、当年度の市民税が決定した後、助成金の交付を受ける方(認知症高齢者等を介護する家族又は親族)の課税状況の判断を行います。非課税⇒課税となった方は、契約の日から3か月を経過していた場合は、課税が決定した6月をもって月額費用の助成は終了します。
- 課税世帯で、3か月分の月額費用助成を受けた後もGPS機器のレンタルを続けている方が、非課税世帯となった場合は月額費用の助成が受けられますので申請をお願いします。(購入は対象外です)